

# 結果の概要

## 1 精神保健福祉関係

### (1) 精神障害者申請通報届出数、入院形態別患者数

平成18年度の一般・警察官等からの申請・通報等「申請通報届出数」（表1の注1）は15,451件で、前年度に比べ1,764件増加している。また、申請通報届出数のうち「診察を受けた者数」は7,332人で、前年度に比べ347人増加している。（表1）

平成18年度末現在の「措置入院患者数」（表1の注2）は1,770人で、前年度に比べ230人減少し、年々減少している（表1、図1）。

平成18年度の「医療保護入院届出数」（表1の注3）は170,700件で、前年度に比べ7,330件増加している（表1、図2）。

表1 精神障害者申請通報届出数、入院形態別患者数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対前年度	
	(2002)	('03)	('04)	('05)	('06)	増減数	増減率(%)
申請通報届出数(件) (各年(度))	11 053	11 776	13 690	13 687	15 451	1 764	12.9
うち診察を受けた者数(人) (各年(度))	6 801	6 993	7 213	6 985	7 332	347	5.0
措置入院患者数(人) (各年(度)末現在)	2 600	2 418	2 222	2 000	1 770	△ 230	△ 11.5
人口10万対	2.0	1.9	1.7	1.6	1.4	△ 0.2	△ 11.5
医療保護入院届出数(件) (各年(度))	145 387	151 160	161 587	163 370	170 700	7 330	4.5
人口10万対	114.1	118.4	126.5	127.9	133.6	5.7	4.5

- 注:1) 「申請通報届出」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、「法」という。)第23条から第26条の2までの規定に基づき、一般・警察官等から、精神障害者又はその疑いのある者等について、もよりの保健所長を経て都道府県知事に申請・通報又は届出がなされることをいう。
- 2) 「措置入院」とは、法第29条に基づき、2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ(自傷他害のおそれ)があることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度をいう。
- 3) 「医療保護入院」とは、法第33条に基づき、指定医の診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度をいう。

図1 措置入院患者数の年次推移

各年(度)末現在

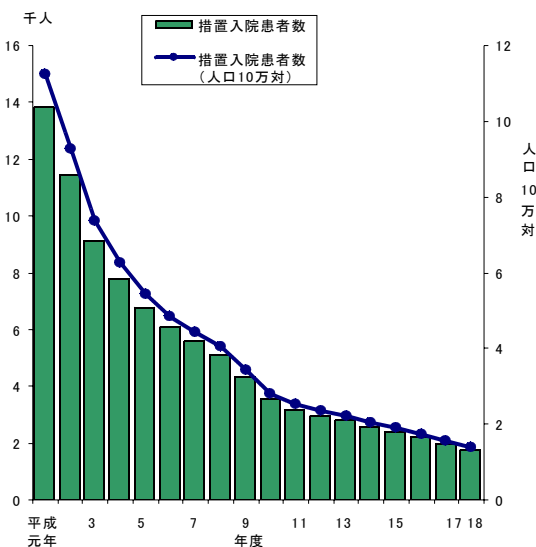
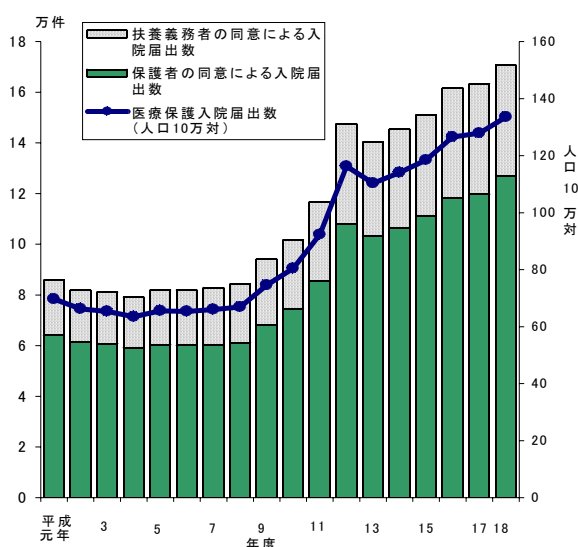


図2 医療保護入院届出数の年次推移

各年(度)



(2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

平成18年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数は512,150人で、前年度に比べ45,115人、9.7%増加している（表2）。

表2 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数の年次推移

各年度末現在

	精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載数		1 級	2 級	3 級	
		人口10万対				
平成14年度 (2002)	299 117	234.7	73 727	171 922	53 468	
15年度 ('03)	356 410	279.3	82 474	207 885	66 051	
16年度 ('04)	407 314	319.0	87 962	240 371	78 981	
17年度 ('05)	467 035	365.5	96 054	276 678	94 303	
18年度 ('06)	512 150	400.8	101 737	304 753	105 660	
対前年度	増減数	45 115	35.3	5 683	28 075	11 357
	増減率(%)	9.7	9.7	5.9	10.1	12.0

注:1) 「精神障害者保健福祉手帳」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(平成7年7月1日施行)第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される手帳をいう。

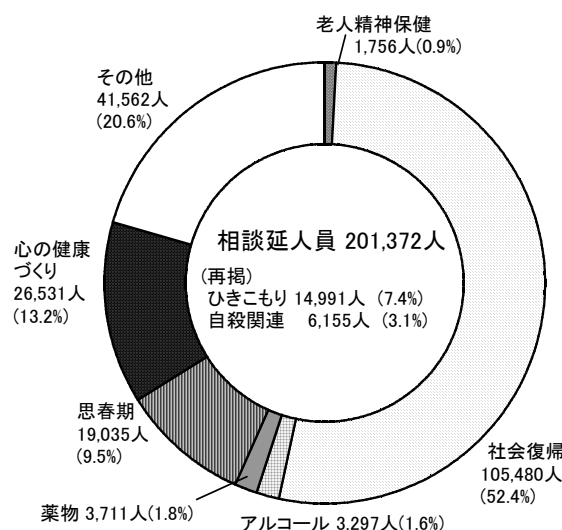
注:2) 「1級」とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度、「2級」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度、「3級」とは、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度、をいう。

(3) 精神保健福祉センターにおける相談

平成18年度の精神保健福祉センターにおける相談延人員は201,372人となっている。内容別にみると、「社会復帰」が105,480人(52.4%)と最も多く、次いで「心の健康づくり」26,531人(13.2%)となっている。

また、相談延人員のうち「(再掲)ひきこもり」は14,991人(7.4%)、「(再掲)自殺関連」は6,155人(3.1%)となっている。(図3)

図3 精神保健福祉センターにおける相談内容別延人員  
平成18年度



注:1) 「精神保健福祉センター」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関であり、すべての都道府県・指定都市に設置されている。

2) ここでいう「ひきこもり」とは、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者」をいう。

3) ここでいう「自殺関連」とは、被相談者が相談内容について、自殺の危険、予告・通知、実行中、未遂、遺族等からの相談のいずれかに該当すると考えられるものをいう。